

# 公 告

## 山国川河川事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定の締結 (機械設備工事及び業務)

次のとおり公告します。

平成24年 2月10日

国土交通省九州地方整備局  
山国川河川事務所長 坂山 敏二



### 1. 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

本協定は、山国川河川事務所が管理する直轄区間において、大規模な災害が発生、若しくは災害の発生が予測された場合、災害の応急復旧に関する必要な組織及び建設機械、並びに資材、労働力等の確保及び動員を行い早期復旧することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。(本協定の範囲は、表-1に示す機械設備とする。)

#### (2) 基本協定区間

基本協定締結区間は表-1のとおりであり、機械設備全体を区分毎に複数の業者と基本協定を締結するものとする。

(表-1) 基本協定締結区分

番	区 分 名	対 象 設 備	対 象 区 域	協 定 業 者 数
1	樋門・樋管設備	小形水門設備63カ所	山国川河川事務所管内	3程度
2	平成大堰設備	放流設備、魚道ゲート	大分県中津市大字高瀬地先	3程度
3	耶馬溪ダム設備	放流設備、利水設備、予備ゲート、エレベーター、水質保全設備	大分県中津市大字柿坂地先	5程度
4	ポンプ設備	下宮永排水機場	大分県中津市下宮永地先	1程度
5	機械設備軽故障全般	番号1～4設備全般	山国川河川事務所管内	1程度

※設備詳細については、技術資料等説明書による。

(3) 協定期間 平成24年 4月 1日(予定) ～ 平成25年 3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事(業務)又は対策工事(業務)を実施する際の工事実施体制、資機材保有状況、機械関係工事、点検業務の施工実績、安全管理等に関する技術資料等から総合的に評価して協定締結業者を選定する。

また、評価については、協定締結区間に1.(2)表-1に示す程度の業者を協定締結業者として決定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事(業務)を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事(業務)の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事(業務)を行わないことになることを付記する。

## 2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成23・24年度の機械設備工事かつ平成22・23・24年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」に係る有資格業者の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。ただし、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における、平成23、24年度の機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県に、建設業法に基づく本店又は支店等営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)が所在すること。
- (5) 協定締結対象業者は、経常建設共同企業体を除く。
- (6) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、1.(2)(表-1)番号5については、初動対応とし当事務所へ概ね2時間以内に到着できる体制を確保できること。
- (7) 平成18年4月以降に国、公団等又は県市町村発注の機械設備工事(小形水門設備、河川用水門設備(堰含む)、ダム用水門設備、エレベーター、水質保全設備、揚排水ポンプ設備)実績、または機械設備(小形水門設備、河川用水門設備(堰含む)、ダム用水門設備、エレベーター、水質保全設備、揚排水ポンプ設備)の、点検業務や修繕の契約実績があること。
- (8) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 九州地方整備局における(港湾空港関係を除く)機械設備工事のうち、平成18年4月1日以降に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に2名以上の機械設備に関する実務経験者を確保できること。(実務経験年数については、技術資料等説明書参照)また、当事務所が公告する他の災害協定に応募する場合は技術者の重複は認める。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 本基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒871-0026 大分県中津市大字高瀬1851-2 (電話 0979-24-0571)

国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所 調査・品質確保課

担当：調査・品質確保課 建設専門官 矢野 信幸 (内線401)

管理課 専門員 安庭 政明 (内線335)

#### (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：平成24年 2月10日(金)から平成24年 3月 2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所：〒871-0026 大分県中津市大字高瀬1851-2  
国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所 調査・品質確保課

③ 交付方法：手渡しにより交付する。

#### (3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：平成24年 2月10日(金)から平成24年 3月 2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所：上記3.(1)に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送等 (郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。) により提出する。

### 4 その他

(1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

(2) 本協定締結後は、業種が機械設備工事において、総合評価入札制度の評価対象となる場合もある。